

**無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等の改正案に対する意見募集**

(電波法施行規則等の一部を改正する省令案等)

総務省は、無線局の免許状等のデジタル化等に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について、令和 7 年 5 月 31 日（土）から同年 6 月 30 日（月）までの間、意見募集を行います。

**1. 背景及び概要**

近年、政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しています。電波法に基づく行政手続についても、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減に資するデジタル化を更に推し進める必要があります。

こうした背景の下、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号。以下「改正法」という。）に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入し、「完全デジタル化」により適した無線局の免許状等のデジタル化を実施することとしています。併せて、電子処分通知等を可能とする予定としています。

今般、無線局の免許状等のデジタル化等に係る制度整備を行うため、改正法の実施等に係る制度整備等を行うための「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」等を作成しましたので、当該制度改正案に対して意見募集を行います。

完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、免許等の交付までの迅速化や利便性の向上等が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進されます。

**2. 意見公募手続****(1) 意見募集対象**

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧（別紙 1）

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案等（別紙 2）（別紙 3）（別紙 4-1～11）（別紙 5）

（注）上記の命令等の案以外に対する御意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。命令等の案に関係しない事項についての回答はいたしかねます。

**(2) 意見提出期間**

令和 7 年 5 月 31 日（土）から同年 6 月 30 日（月）まで <必着>

（郵送による提出の場合、締切日の消印有効とします。）

※詳細については、意見公募要領（別紙 6）を御確認ください。

**3. 今後の予定**

いただいた御意見等を踏まえ、速やかに省令等を公布します。施行については、改正法の公布日（令和 7 年 4 月 25 日）から起算して 9 ヶ月以内を予定しています。

**4. 資料の入手方法**

資料については、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課（中央合同庁舎第 2 号館 10

階)において閲覧に供するとともに配布します。また、e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

## 5. 参考事項

- ・無線局の免許状等のデジタル化等に係る関係省令等の改正案(概要)(別紙7)
- ・電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/s\\_houritsu.html](https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html)
- ・電波法関係手数料令の一部を改正する政令案に対する意見募集(令和7年5月30日)  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban09\\_02000542.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000542.html)

### 連絡先

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤課長補佐、新井係長、浜元主任

電話：03-5253-5874(直通)

E-mail：kikaku2\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。